

令和7年7月17日

保護者の皆様へ

小樽市教育委員会教育長 中 島 正 人

「小樽市立学校における働き方改革」について（通知）

保護者の皆様におかれては、日ごろから、本市教育の充実に向けて、御理解と御支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

現在、社会全体で働き方改革が進められておりますが、中でも学校の働き方改革については大きな社会問題となっており、北海道教育委員会では、道内全ての学校において働き方改革を行うため、「学校における働き方改革 北海道アクション・プラン」を策定しています。

また、令和5年度に北海道教育委員会が集計した教職員の勤務状況においても、1か月当たりの時間外勤務が45時間を超える教育職員の割合が、小学校で4割近く、中学校で5割近くになっている月があるなど、依然として長時間勤務が継続している状況です。

このような状況を踏まえ、小樽市教育委員会でも「小樽市立学校における働き方改革行動計画」を策定し、働き方改革に向けた業務改善等を図るため、継続して取り組んでいるところです。

行動計画の概要については裏面に記載しておりますが、子どもたち一人一人の力を最大限に伸ばすためには、教職員が心身ともに健康で意欲的に授業や授業の準備ができる環境づくりが必要でありますので、何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）

教育部 教育総務課 職員係

担当 佐々木、武田

TEL (0134)32-4111 内線 7523

小樽市立学校における働き方改革 行動計画の主な概要

〔目標〕

教育職員の在校等時間から正規の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

〔主な取組〕

① 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ◇ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の配置を進めます。

② 部活動休養日等

- ◇ 全ての部活動で休養日等を実施します。
 - ・ **休養日**
平日は毎週1日以上、土・日曜日・祝日も毎週1日以上休養日を設定するほか学校閉庁日を休養日とします。(大会等の場合は別の日に振替)
また道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努めることとします。
 - ・ **活動時間**
平日2時間程度、土・日曜日・祝日及び長期休業期間中は、大会等へ参加する場合を除き、3時間程度とします。

③ 学校閉庁日

- ◇ 長期休業期間中に「学校閉庁日」を設定します。
 - ・ **夏休み**
8月15日前後の特定の平日3日間(学校の事情により異なることもあります)。また、この3日間と連続する土・日曜日・祝日についても「学校閉庁日」とします。(令和7年度は8月9日～14日)
 - ・ **冬休み**
年末年始の6日間(12月29日～1月3日)
また、この6日間と連続する土・日曜日・祝日についても「学校閉庁日」とします。(令和7年度は12月29日～1月3日)
 - ・ 学校閉庁日は基本的に、職員は出勤せず、部活動も行いません。

④ 教育委員会による負担の軽減

- ◇ 学校を対象として行う調査の精選や見直しを行うなど、教職員の負担の軽減につながる取組を推進します。

※学校閉庁日の連絡先

学校閉庁日の学校の電話応答は、時間外アナウンスとなります。
学校宛のお問い合わせ等については、下記までお願いします。

・ 小樽市教育委員会 教育部 教育総務課 職員係

TEL 32-4111 内線 7523 〔受付時間 8:50～17:20〕

※「小樽市立学校における働き方改革 行動計画」の詳細につきましては、小樽市ホームページに掲載していますので、御参照ください。

〔「小樽市 学校 働き方改革」で検索してください。〕